

意見書（インフルエンザ特例対応）

光明第六保育園 園長殿

クラス 園児名

登園基準以上の期間が経過し、症状も回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので、
年 月 日より登園いたします。

*発症日： 年 月 日

受診先所在地

*診断日： 年 月 日

受診した病院名

*解熱日： 年 月 日

保護者氏名

※当園初日、職員に意見書を手渡しして下さい
※意見書が確認できない場合、登園基準を満たさない場合は登園できません。

㊟またはサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

<登園基準> 厚生労働省による出席停止期間

病名	感染可能期間	登園基準
インフルエンザ (インフルエンザ様症状を含む) (予防的にインフルエンザ薬を処方された場合も含む)	症状がある期間(発症前24時間～発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し(発症した日を0日)かつ乳幼児は解熱した後3日を経過する迄(解熱した日を0日)

【出席停止日数の数え方】

①「発症した後5日を経過」 ※ 発症した当日は0日となり翌日から数えます。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

②「乳幼児は解熱した後3日を経過」 ※ 解熱した日は0日とし翌日から数えます。

発熱	解熱	1日目	2日目	3日目		登園可
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)

- * ①と②両方を満たした日から登園が可能になります。
- * 同居する家族内で診断を受けた方がいる場合、お子様が潜伏期間に入っている可能性があります。感染拡大予防の為、出来るだけ家庭保育をお願いします。登園されても保育中に体調に変化があった場合は、速やかに迎えに来ていただきますようご協力ください。

